

# 公益財団法人日本健康スポーツ連盟

## FWI 資格認定規程

(目的)

### 第1条

公益財団法人日本健康スポーツ連盟（以下「当連盟」という。）の定款第4条第1項に基づき、当連盟の主催するフィットネス・ウオーキング・インストラクター（以下「FWI」という。）資格認定講習会を修了した指導者をFWI 資格者として認定し登録する。

FWI 資格者は、正しいウオーキングの普及に努めるとともに常に指導技術の向上を目指す。

当連盟は、FWI 資格者の社会的地位の確立のためにFWI 資格認定規程について定め、FWI 資格者に対して、常に変化する情報を提供することで継続教育を実施する。以て不特定かつ多数の者の利益の増進に資することを目的とする。

(FWI 資格者の定義)

### 第2条

この規程でいうFWI 資格者とは、それぞれの地域においてウオーキングの指導を任務とし、更に国民のスポーツ活動の普及及び健康増進に寄与する。

(FWI 資格認定)

### 第3条

FWI 資格者の認定は、当連盟が開催するFWI 資格認定講習会の全課程を修了した者、又は課程認定校での関係課程を修了した者について理事長が行う。FWI 資格には、資格登録証を交付する。

(資格登録料)

### 第4条

FWI 資格者は、所定の登録料を納入しなければならない。

(資格の更新)

### 第5条

資格登録期間は3年とし、更新に当たっては、更新手続きを行い、登録料を納入する。

(資格の取り消し)

第6条

資格登録者が、次の各号のいずれかに該当するとき、資格の登録を取り消すことができる。

- (1) FWI 資格者としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (2) 第5条に定める資格登録の更新手続きを行わなかったとき。

(規程の改廃)

第7条

この規定の改廃は、理事会の議を経て行なう。

附 則

1. この細則は、理事会で議決された平成26年3月28日から施行する。

# FWI 資格認定規程細則

(目的)

## 第1条

この細則は、FWI 資格認定規程第4条に規定する資格の登録料について必要な事項を定める。

(FWI 資格登録料)

## 第2条

FWI の資格登録料は、別表に定める。

(規程の準用)

## 第3条

この細則に定めない事項については、当連盟の諸規程を準用する。

(改廃)

## 第4条

この細則の改廃は、当連盟の理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成26年3月28日から施行する。

(別表)

FWI 資格登録料

種 類	資格登録料	有効期間
FWI	9,000円	3年間